

## 令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要（案）

### 目次

令和2年度介護従事者処遇状況等調査の概要 ..... P 2

I 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況等について ..... P 3

〈介護職員処遇改善加算〉

- ・ 加算の取得（届出）状況
- ・ 加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由
- ・ 加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由
- ・ 加算の取得（届出）をしない理由

〈介護職員等特定処遇改善加算〉

- ・ 加算の取得（届出）状況
- ・ 加算を配分した職員の範囲
- ・ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況
- ・ 加算の取得（届出）をしない理由

II 介護従事者等の平均給与額等の状況について ..... P 12

- ・ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法
- ・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）〈特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）〉
- ・ 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）〈特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）〉
- ・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）〈処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）〉
- ・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）〈処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）〉
- ・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）〈処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）〉
- ・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）〈処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）〉
- ・ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）〈処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）〉
- ・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）〈処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）〉

III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について ..... P 24

## 令和2年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和2年4月（参考：平成30年度調査の調査時期は平成30年10月）
- 調査対象等
  - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所
  - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
  - ・ 調査客体数 11,323施設・事業所
  - ・ 有効回答数 7,346施設・事業所（有効回答率：64.9%）
  - ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（平成31年2月と令和2年2月における給与）等

## 処遇改善加算全体のイメージ

### <特定処遇改善加算の取得要件>

- ・ 処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

### <サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定

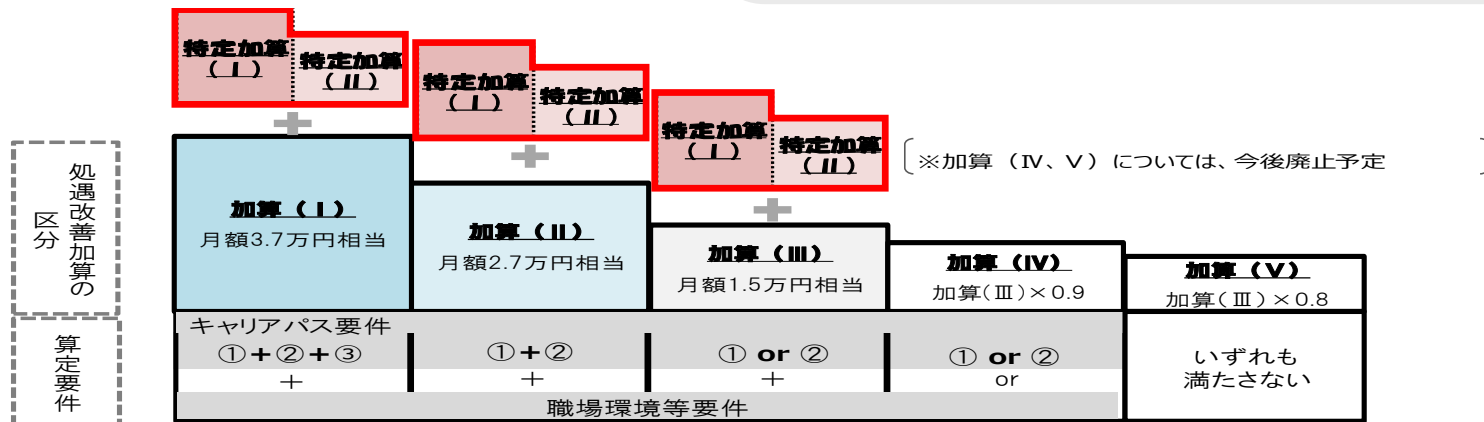
### <キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

### <職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善



# I 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況等について

## <介護職員処遇改善加算>

### ○ 加算の取得（届出）状況

介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が93.5%、加算を「取得（届出）していない」事業所が6.5%となっている。

また、加算の種類別（Ⅰ～Ⅴ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）を取得している事業所が75.6%となっている。

（統計表第22表）

	取得（届出）している						取得（届出）していない
	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）	加算（Ⅳ）	加算（Ⅴ）		
全体	93.5%	75.6%	10.0%	7.0%	0.3%	0.5%	6.5%
介護老人福祉施設	99.3%	90.1%	6.5%	2.3%	0.2%	0.2%	0.7%
介護老人保健施設	97.6%	79.0%	11.4%	5.6%	0.3%	1.3%	2.4%
介護療養型医療施設	62.7%	35.1%	9.6%	15.8%	0.4%	1.7%	37.3%
介護医療院	78.5%	57.2%	9.1%	10.8%	0.5%	0.9%	21.5%
訪問介護	92.2%	70.0%	12.0%	9.2%	0.4%	0.6%	7.8%
通所介護	92.3%	73.1%	10.9%	7.4%	0.4%	0.6%	7.7%
通所リハビリテーション	81.9%	64.2%	9.2%	7.8%	0.4%	0.3%	18.1%
特定施設入居者生活介護	98.8%	90.2%	4.4%	3.9%	0.3%	0.0%	1.2%
小規模多機能型居宅介護	99.2%	89.2%	6.7%	3.0%	0.0%	0.3%	0.8%
認知症対応型共同生活介護	99.0%	84.1%	8.5%	6.1%	0.2%	0.1%	1.0%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 令和元年度の取得（届出）状況である。

### ○ 介護職員処遇改善加算の種類

加算（Ⅰ）：介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 37,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合）

加算（Ⅱ）：介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合）

加算（Ⅲ）：介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）

加算（Ⅳ）：介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅲ）×0.9相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）

加算（Ⅴ）：介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅲ）×0.8相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合）

○ 加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅰ）を取得することが困難な理由をみると、「職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が44.0%、「昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が34.9%となっている。

（統計表第31表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤
	昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	介護職員の昇給の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため	介護職員の昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	介護職員の昇給の仕組みについて、法人内又は施設・事業所内で合意形成することが難しいため
全 体	18.5%	34.9%	18.6%	44.0%	14.6%
介護老人福祉施設	6.0%	12.4%	14.9%	69.8%	12.9%
介護老人保健施設	4.4%	15.1%	25.5%	68.9%	28.6%
訪問介護	18.0%	42.9%	20.0%	37.8%	14.5%
通所介護	24.5%	40.7%	17.5%	39.8%	11.4%
通所リハビリテーション	12.6%	20.1%	17.7%	57.7%	12.5%
特定施設入居者生活介護	28.1%	22.3%	35.5%	52.1%	19.8%
小規模多機能型居宅介護	13.6%	42.1%	17.7%	26.1%	9.0%
認知症対応型共同生活介護	15.5%	15.8%	15.5%	40.8%	25.2%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)介護療養型医療施設、介護医療院は集計対象数が10未満であるため表章していない。

○ 加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅱ）を取得することが困難な理由をみると、「キャリアパス要件（Ⅰ）を満たすことが困難」が65.1%となっている。

（統計表第37表）

（複数回答）

	① キャリアパス要件（Ⅰ）を 満たすことが困難	② キャリアパス要件（Ⅱ）を 満たすことが困難	③ 職場環境等要件を 満たすことが困難
全 体	65.1%	42.1%	5.6%
介護老人福祉施設	49.4%	51.5%	0.0%
介護老人保健施設	43.5%	27.2%	9.7%
介護療養型医療施設	81.3%	45.5%	2.7%
介護医療院	81.1%	38.9%	0.0%
訪問介護	77.7%	40.0%	5.7%
通所介護	59.2%	47.7%	4.9%
通所リハビリテーション	47.0%	43.4%	6.7%
特定施設入居者生活介護	40.7%	40.6%	7.0%
小規模多機能型居宅介護	58.8%	39.3%	6.2%
認知症対応型共同生活介護	70.4%	25.8%	8.2%

注)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○介護職員処遇改善加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅰ：介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について定め、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅱ：介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅲ：介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。

職場環境等要件：職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての介護職員に周知していること。

○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員処遇改善加算の取得（届出）をしていない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が47.4%、「利用者負担の発生」が30.0%、「算定要件を達成できない」が25.4%となっている。

（統計表第43表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	対象の制約のため困難	事務作業が煩雑	令和3年度以降の取扱が不明	追加費用負担の発生	利用者負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	賃金改善の必要性がない	算定要件を達成できない
全体	19.7%	47.4%	6.8%	9.4%	30.0%	14.9%	11.8%	25.4%
介護老人保健施設	45.7%	17.6%	0.0%	19.8%	11.0%	7.5%	13.2%	7.5%
介護療養型医療施設	22.9%	20.5%	8.9%	7.7%	6.1%	6.2%	32.7%	20.6%
介護医療院	42.1%	0.0%	0.0%	25.9%	15.6%	10.4%	10.4%	4.9%
訪問介護	13.3%	48.1%	9.4%	10.7%	39.6%	17.8%	10.7%	23.8%
通所介護	20.9%	63.1%	4.3%	8.9%	32.4%	15.1%	10.1%	27.4%
通所リハビリテーション	18.4%	25.8%	6.0%	7.9%	18.6%	10.6%	12.6%	27.5%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は、集計対象数が10未満であるため表章していない。

## 〈介護職員等特定処遇改善加算〉

### ○ 加算の取得（届出）状況

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が 63.3%、加算を「取得（届出）していない」事業所が 36.7% となっている。

また、加算の種類別（Ⅰ～Ⅱ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）を取得している事業所が 34.7% となっている。

（統計表第46表）

	取得（届出）している			取得（届出）していない
		加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	
全 体	63.3%	34.7%	28.6%	36.7%
介護老人福祉施設	87.1%	75.0%	12.1%	12.9%
介護老人保健施設	78.8%	57.8%	21.1%	21.2%
介護療養型医療施設	41.3%	32.1%	9.1%	58.7%
介護医療院	71.3%	43.5%	27.8%	28.7%
訪問介護	54.3%	26.8%	27.4%	45.7%
通所介護	56.8%	29.5%	27.4%	43.2%
通所リハビリテーション	66.5%	52.1%	14.4%	33.5%
特定施設入居者生活介護	83.4%	39.1%	44.3%	16.6%
小規模多機能型居宅介護	68.3%	33.7%	34.6%	31.7%
認知症対応型共同生活介護	70.3%	24.4%	45.9%	29.7%

注1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の届出をしていると回答した施設・事業所における令和元年度の取得（届出）状況である。

注2) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

#### ○ 介護職員等特定処遇改善加算の種類

加算（Ⅰ）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たし、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合。

加算（Ⅱ）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たしているが、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していない場合。

(参考) 加算の取得(届出)状況(全体に対する割合)

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得(届出)している」事業所が 58.7%、加算を「取得(届出)していない」事業所が 34.7%となっている。

また、加算の種類別(I~II)の取得状況をみると、加算(I)を取得している事業所が 32.2%となっている。

(統計表参考第1表)

	取得(届出)している			取得(届出)していない
		加算(I)	加算(II)	
全体	58.7%	32.2%	26.5%	34.7%
介護老人福祉施設	86.1%	74.1%	12.0%	13.0%
介護老人保健施設	75.7%	55.5%	20.2%	20.9%
介護療養型医療施設	25.0%	19.5%	5.5%	40.8%
介護医療院	55.0%	33.5%	21.5%	24.4%
訪問介護	49.5%	24.5%	25.0%	42.4%
通所介護	51.9%	26.9%	25.0%	40.2%
通所リハビリテーション	54.0%	42.3%	11.7%	29.9%
特定施設入居者生活介護	82.2%	38.5%	43.6%	16.5%
小規模多機能型居宅介護	67.5%	33.3%	34.2%	31.4%
認知症対応型共同生活介護	69.3%	24.0%	45.3%	29.3%

注1)全体に対する割合とは、介護職員等特定処遇改善加算(I)~(V)の届出をしている施設・事業所及び当該加算の届出をしていない施設・事業所に対する割合である。

注2)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○介護職員等特定処遇改善加算の種類

加算(I):介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たし、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合。

加算(II):介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たしているが、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していない場合。



○ 加算を配分した職員の範囲

介護職員等特定処遇改善加算の配分状況を見ると、「他の介護職員」に配分した事業所が85.4%、「その他の職種」に配分した事業所が60.0%となっている。

また、「その他の職種」に対する配分状況を見ると、生活相談員・支援相談員、看護職員、事務職員の割合が高くなっている。

(統計表第52表、第55表)

(複数回答)

経験・技能のある 介護職員	他の介護職員	その他の職種
93.4%	85.4%	60.0%

(複数回答)

看護職員	生活相談員・ 支援相談員	PT、OT、ST 又は機能訓練 指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士・ 栄養士
65.3%	69.1%	40.9%	47.1%	64.4%	33.3%	41.2%

注1) 介護職員等特定処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

注2) 介護職員等特定処遇改善加算を配分する職員の範囲を法人単位で設定した事業所を含む。

(参考)

(複数回答)

	看護職員	生活相談員・ 支援相談員	PT、OT、ST 又は機能訓練 指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士・ 栄養士
介護老人福祉施設	84.8%	86.5%	57.6%	77.5%	84.7%	38.1%	82.9%
介護老人保健施設	79.2%	84.3%	68.9%	70.9%	83.1%	27.2%	72.7%

○ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の内容をみると、「月額平均8万円以上の賃金改善を実施」した事業所が10.3%、「改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施」した事業所が38.6%となっている。

また、「既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる」事業所が41.5%となっている。

(統計表第64表)

(一部複数回答)

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった
10.3%	38.6%	41.5%	33.5%

注1)「経験・技能のある介護職員」に介護職員等特定処遇改善加算を配分していると回答した施設・事業所の状況である。

注2)「月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった」と回答した施設・事業所は、他の項目を選択していない。

## ○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が38.8%、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が38.2%となっている。

（統計表第73表）

（複数回答）

	① 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	② 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	③ 賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	④ 賃金改善の仕組みを設けることにより、介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	⑤ 特定処遇改善加算の計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため
全体	29.9%	38.2%	38.8%	33.8%	31.2%
介護老人福祉施設	16.5%	38.7%	62.7%	47.0%	20.3%
介護老人保健施設	13.7%	28.9%	68.3%	39.2%	21.7%
介護療養型医療施設	34.0%	23.7%	79.5%	64.7%	15.9%
介護医療院	24.8%	14.1%	55.0%	42.4%	27.0%
訪問介護	30.5%	42.1%	29.8%	26.5%	34.1%
通所介護	32.2%	38.9%	37.9%	34.3%	32.0%
通所リハビリテーション	20.3%	27.5%	53.4%	40.4%	24.1%
特定施設入居者生活介護	22.0%	26.4%	60.1%	49.6%	19.4%
小規模多機能型居宅介護	31.2%	35.8%	48.3%	42.7%	29.6%
認知症対応型共同生活介護	30.9%	33.0%	44.0%	41.4%	29.4%

注1) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2) ③、④のいずれか又は双方に回答した施設・事業所は全体で48.9%。

## Ⅱ 介護従事者等の平均給与額等の状況について

### ○ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法

介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法をみると、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が54.0%、「定期昇給を実施（予定）」が51.4%、「賞与等の支給金額の引き上げまたは新設（予定）」が25.9%となっている。

（統計表第4表）

（複数回答）

	① 給与表を改定して 賃金水準を 引き上げ(予定)	② 定期昇給を 実施(予定)	③ 各種手当の 引き上げまたは 新設(予定)	④ 賞与等の支給金額 の引き上げまたは 新設(予定)
全 体	18.6%	51.4%	54.0%	25.9%
介護老人福祉施設	12.5%	56.3%	66.0%	23.8%
介護老人保健施設	9.8%	61.8%	62.2%	18.8%
介護療養型医療施設	15.8%	71.1%	30.4%	7.3%
介護医療院	16.8%	59.2%	52.9%	21.8%
訪問介護	20.1%	42.3%	52.0%	29.4%
通所介護	20.0%	54.0%	50.2%	28.0%
通所リハビリテーション	11.2%	63.7%	53.0%	17.6%
特定施設入居者生活介護	16.5%	43.6%	59.3%	23.1%
小規模多機能型居宅介護	23.2%	51.1%	57.8%	25.3%
認知症対応型共同生活介護	22.2%	50.8%	55.9%	23.6%

注1) 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況である。

注2) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、18,120円の増となっている。

（統計表第114表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
介護職員	325,550円	307,430円	18,120円
看護職員	383,560円	376,850円	6,710円
生活相談員・支援相談員	355,150円	343,970円	11,180円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	364,040円	354,730円	9,310円
介護支援専門員	362,510円	351,440円	11,070円
事務職員	312,470円	304,600円	7,870円
調理員	272,400円	265,440円	6,960円
管理栄養士・栄養士	322,010円	313,190円	8,820円

注1) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(10～3月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得（届出）している事業所のうち介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）していない事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、9,120円の増となっている。

（統計表参考第19表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
介護職員	287,880円	278,760円	9,120円
看護職員	366,170円	359,870円	6,300円
生活相談員・支援相談員	316,570円	307,960円	8,610円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	341,090円	331,650円	9,440円
介護支援専門員	339,410円	331,510円	7,900円
事務職員	307,600円	301,440円	6,160円
調理員	251,730円	245,830円	5,900円
管理栄養士・栄養士	310,670円	301,140円	9,530円

注1)平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(10～3月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における介護福祉士（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっており、勤続年数が1～4年の者や5～9年の者に比べ、10年以上の者の増加額が最も大きくなっている。

（統計表参考第22表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
全 体【平均勤続年数：9.0年】	338,340円	319,950円	18,390円
1年～4年	310,780円	291,420円	19,360円
5年～9年	326,550円	309,700円	16,850円
10年以上	366,900円	346,160円	20,740円

注1)平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している介護福祉士資格を有する介護職員の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(10～3月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)勤続年数は令和2年2月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

(参考) 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

〈平成30年度介護従事者処遇状況等調査・特別集計〉

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得（届出）している事業所における介護福祉士（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成29年9月と平成30年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全体【平均勤続年数：8.4年】	313,970円	304,670円	9,300円
1年～4年	294,200円	280,980円	13,220円
5年～9年	303,590円	294,480円	9,110円
10年以上	340,490円	331,850円	8,640円

注1)平成29年と平成30年ともに在籍している介護福祉士資格を有する介護職員の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5)平成30年度介護従事者処遇状況等調査の特別集計により算出



○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、15,730円の増となっている。

（統計表第80表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
介護職員	315,850円	300,120円	15,730円
看護職員	379,610円	372,940円	6,670円
生活相談員・支援相談員	343,310円	332,980円	10,330円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	358,560円	349,190円	9,370円
介護支援専門員	357,850円	347,460円	10,390円
事務職員	311,120円	303,710円	7,410円
調理員	267,930円	261,180円	6,750円
管理栄養士・栄養士	319,680円	310,720円	8,960円

注1) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(10～3月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、3,160円の増となっている。

（統計表第105表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
介護職員	182,260円	179,100円	3,160円
看護職員	235,460円	233,500円	1,960円
生活相談員・支援相談員	213,000円	209,420円	3,580円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	228,040円	224,490円	3,550円
介護支援専門員	216,780円	213,970円	2,810円
事務職員	204,940円	203,210円	1,730円
調理員	182,510円	180,010円	2,500円
管理栄養士・栄養士	208,650円	205,990円	2,660円

注1)平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 介護職員の平均給与額の内訳 (月給・常勤の者)

介護職員処遇改善加算 (I) ~ (V) を取得 (届出) している事業所における介護職員 (月給・常勤の者) の平均給与額について、基本給、手当、一時金 (賞与等) ごとに、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、基本給が3,160円の増、手当が8,090円の増、一時金が4,490円の増となっている。

(統計表第80表)

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年-平成31年)
平均給与額	315,850円	300,120円	15,730円
うち、基本給	182,260円	179,100円	3,160円
うち、手当	78,440円	70,350円	8,090円
うち、一時金(賞与等)	55,150円	50,660円	4,490円

注1) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(10~3月支給金額の1/6)

注3) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4) 一時金は賞与その他臨時支給分として10~3月に支給された金額の1/6

注5) 平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第96表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
全体【平均勤続年数：8.1年】	315,850円	300,120円	15,730円
1年(勤続1年～1年11か月)	283,480円	258,260円	25,220円
2年(勤続2年～2年11か月)	287,940円	271,770円	16,170円
3年(勤続3年～3年11か月)	291,010円	277,120円	13,890円
4年(勤続4年～4年11か月)	296,700円	282,210円	14,490円
5年～9年	307,980円	294,020円	13,960円
10年以上	350,820円	333,980円	16,840円

注1)平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(10～3月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)勤続年数は令和2年2月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5)勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、平成30年10月から勤務を開始した介護職員の場合、平成30年12月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、平成31年2月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

（統計表第99表）

	平均勤続年数	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
全 体	8.1年	315,850円	300,120円	15,730円
保有資格あり	8.2年	318,150円	302,480円	15,670円
介護福祉士	8.9年	329,250円	313,590円	15,660円
実務者研修	6.7年	303,230円	288,890円	14,340円
介護職員初任者研修	7.3年	301,210円	285,800円	15,410円
保有資格なし	5.5年	275,920円	264,800円	11,120円

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3)平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4)平均給与額は、基本給(月額)＋手当＋一時金(10～3月支給金額の1/6)

注5)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注6)勤続年数は令和2年2月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、5,750円の増となっている。

（統計表第82表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
介護職員	112,500円	106,750円	5,750円
看護職員	126,850円	123,830円	3,020円
生活相談員・支援相談員	132,830円	129,400円	3,430円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	92,450円	91,830円	620円
介護支援専門員	143,960円	132,910円	11,050円
事務職員	93,460円	91,350円	2,110円
調理員	84,120円	81,720円	2,400円
管理栄養士・栄養士	104,290円	108,320円	△4,030円

注1) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(時給)×実労働時間+手当+一時金(10～3月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均基本給額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、20円の増となっている。

（統計表第107表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年－平成31年)
介護職員	1,110円	1,090円	20円
看護職員	1,440円	1,420円	20円
生活相談員・支援相談員	1,050円	1,030円	20円
理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士又は機能訓練指導員	1,660円	1,640円	20円
介護支援専門員	1,380円	1,370円	10円
事務職員	990円	970円	20円
調理員	930円	910円	20円
管理栄養士・栄養士	1,080円	1,070円	10円

注1)平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

### Ⅲ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

#### ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、

- ・ 資質の向上では、「介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」の実施率が高くなっている。
- ・ 労働環境・処遇の改善では、「ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善」や「健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備」の実施率が高くなっている。

(統計表第76表)

資質の向上	実施	未実施
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援	82.0%	15.9%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	56.4%	40.3%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	22.9%	72.5%

その他	実施	未実施
介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	66.5%	30.2%
中途採用者に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮等)	54.7%	41.7%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	46.2%	50.0%
地域の児童や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	55.9%	40.5%
非正規職員から正規職員への転換	83.1%	14.5%
職員の増員による業務負担の軽減	69.3%	27.6%

労働環境・処遇の改善	実施	未実施
新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入	45.5%	50.8%
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	55.9%	40.7%
ICT活用による業務省力化	33.6%	62.9%
介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	28.5%	68.2%
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	54.8%	42.1%
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	87.0%	10.7%
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	84.2%	12.9%
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	86.2%	11.5%

注)当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない。



## ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況(実施率)(特定処遇改善加算の取得状況別)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を取得している事業所と取得していない事業所の給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、

- ・ 資質の向上では、「介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」の実施率の差が大きくなっている。
- ・ 労働環境・処遇の改善では、「ICT活用」「育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備」などで実施率の差が大きくなっている。

(統計表参考第2表)

資質の向上	取得	未取得
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援	90.7%	69.8%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	60.6%	50.6%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	23.9%	21.5%

その他	取得	未取得
介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	71.1%	59.9%
中途採用者に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮等)	55.4%	53.8%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	53.5%	35.9%
地域の児童や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	62.3%	46.7%
非正規職員から正規職員への転換	89.3%	74.3%
職員の増員による業務負担の軽減	70.3%	67.8%

労働環境・処遇の改善	取得	未取得
新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入	52.1%	36.2%
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	61.2%	48.3%
ICT活用による業務省力化	41.3%	22.5%
介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	35.9%	17.8%
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	62.8%	43.4%
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	87.3%	86.5%
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	84.2%	84.2%
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	87.9%	83.8%

注1)「従来又は今回実施している」と回答した施設・事業所の割合である。

注2)「未取得」には介護職員処遇改善加算(Ⅳ)～(Ⅴ)の届出をしている施設・事業所及び当該加算の届出をしていない施設・事業所を含む。